第四十四条　電子決済手段等取引業者が、施行日以後に特定電子決済手段等取引契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定電子決済手段等取引契約と同種の内容の特定電子決済手段等取引契約に係る第二十二条の規定による改正前の電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第六十条第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を利用者に対し交付しているときは、当該書面の交付の日に新資金決済法第六十二条の十七第一項において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定電子決済手段等取引契約に係る新電子決済手段等取引業者府令第六十六条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面（同項第一号イに規定する契約締結前交付書面をいう。）に記載すべき事項に係る情報の提供を行ったものとみなして、新電子決済手段等取引業者府令第六十七条第一項第一号及び第二項の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四十五条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第九号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の一部の施行に伴い、及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定に基づき、公認会計士法施行規則及び公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

公認会計士法施行規則及び公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第一条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　公認会計士（第一条―第十七条）	第一章　総則（第一条）
第二章　監査法人（第十八条―第五十九条）	第二章　公認会計士（第二条―第十七条）
第三章　有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条）	第三章　監査法人（第十八条―第五十九条）
第四章　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条）	第四章　有限責任監査法人の登録に関する特則（第六十条―第八十二条）
附則	第五章　上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則（第八十三条―第九十六条）
［章を削る。］	附則
第一章　［略］	**第一章**　総則
（特別の事情を有する債権又は債務）	（電磁的記録）
第一条　公認会計士法施行令（以下「令」という。）第七条第一項第四号及び第十五条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあっては、当該各号に掲げる契約に基づく債権）又は第十三号から第十八号までに掲げるものに係る債務（第十七号にあっては、同号に掲げる契約に基づく債務）とする。	**第一条**　公認会計士法（以下「法」という。）第一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十二条の二第二項第二号及び第二十四条の二第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 2　前項のファイルに記録された情報については、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。
［一～十二　略］	**第二章**　［同上］
	（特別の事情を有する債権又は債務）
	第二条　［同上］
	［一～十二　同上］